

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 29 年 3 月 3 日

屋久島町長 荒木 耕治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
一 湊集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）
平成 29 年 2 月 24 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
2 経営体
法人 0 経営体
個人 1 経営体
集落営農 0 組織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・農業後継者の育成・新規就農の促進に努める。
 - ・地区内農道草払い等の作業を定期的を実施する。